

1-07. 契約書リスク分析（詳細版）

対応モデル：GPT-5 / Claude Sonnet 4.5 / Gemini 2.5 Flash

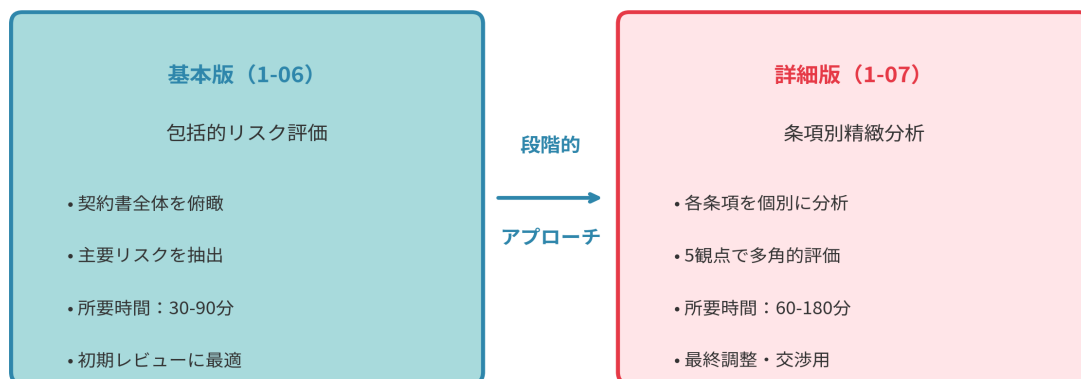
難易度・リスク：★★★★（高度・必ず人手レビュー必須）

推定時間短縮：60 分～180 分

🎯 1. 目的

契約書の各条項を詳細に分析し、条項ごとの法的リスク・実務リスクを評価します。基本版（1-06）が契約書全体の包括的評価を行うのに対し、詳細版は各条項の法的根拠・判例・実務慣行との整合性を個別に検証し、より精緻な修正提案を提示します。

基本版（1-06）と詳細版（1-07）の比較



☑ 使い分けのポイント

【基本版を使う場面】初めての契約書、時間が限られている場合、全体像を把握したい場合

【詳細版を使う場面】重要な契約、交渉前の最終チェック、特定条項に懸念がある場合

【推奨】まず基本版で全体を把握 → 詳細版で重点条項を深堀り

図 1: 基本版と詳細版の比較

2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス内のテキストをコピーして、AI に入力してください。

プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法に基づき、実務で即利用可能な契約書の詳細リスク分析を行ってください。

【入力情報】

- 契約書の種類：[秘密保持契約 / 業務委託契約 / 売買契約 / ライセンス契約 / その他]
- 当事者の立場：[自社が委託者/発注者/ライセンサー / 自社が受託者/受注者/ライセンシー]
- 契約書本文：[契約書の全文を貼り付け]
- 特に詳細分析を希望する条項：[ある場合は条項番号を指定、なければ「全条項」]

※機密情報・個人情報は匿名化して入力してください

【処理手順】

- 1) 契約書を条項ごとに分解し、各条項の法的性質を特定
- 2) 各条項について以下の観点から詳細分析：
 - ・法的有効性（民法・特別法との整合性、判例・通説との一致）
 - ・自社にとっての有利・不利の程度（定量的評価）
 - ・曖昧性・解釈の余地（紛争発生リスク）
 - ・実務上の履行可能性（コスト・工数・リソース）
 - ・業界標準との比較（市場慣行からの乖離度）
- 3) 各条項のリスクを 5 段階で評価：
 - ★★★★★（極めて重大） / ★★★★☆（重大） / ★★★☆☆（中程度） / ★★☆☆☆（軽微） / ★☆☆☆☆（ほぼ問題なし）

4) 各条項について、以下を記載：

- ・条項の法的根拠（民法○条等）
- ・実務上の問題点
- ・判例・ガイドラインとの整合性
- ・具体的な修正案（変更前→変更後）
- ・修正しない場合のリスク

5) 特に重要な条項（損害賠償・解除・知財権等）は、複数の修正案を提示

【出力形式】

- エグゼクティブサマリー：全体評価と最重要リスク3点（箇条書き）

- 条項別詳細分析：各条項を以下の形式で分析

【第○条（条項名）】

リスク評価：★★★☆☆

法的根拠：民法○条、判例××

問題点：.....

修正案：.....

修正しない場合のリスク：.....

- 総合的な対応方針：契約締結の可否・交渉戦略（3-5行）

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 損害賠償条項（範囲・上限・免責事由・立証責任）の詳細分析
- 契約解除条件（解除事由の妥当性・手続き・清算方法）
- 知的財産権の帰属・使用許諾（範囲・期間・派生物の扱い）
- 秘密保持義務（定義・範囲・期間・例外規定）
- 準拠法・裁判管轄（自社への有利・不利、執行可能性）
- 表明保証条項（過度な負担・立証可能性）
- 不可抗力条項（免責範囲・通知義務）
- 下請法・独占禁止法等の特別法への抵触リスク
- 契約不適合責任（旧瑕疵担保責任）の範囲と期間
- 危険負担・所有権移転時期の整合性

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- 実名・機微情報は含めていないか確認した
- 各条項に法的根拠（民法〇条等）が明示されているか
- 各条項にリスク評価（★5段階）が付与されているか
- 重要条項には複数の修正案が提示されているか
- 修正しない場合のリスクが明記されているか
- 下請法・独禁法等の特別法への言及があるか（該当する場合）

【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- 最終的な法的判断は弁護士等の専門家にご相談ください

💡 3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

入力例（コピーして使用）

契約書の種類：業務委託契約

当事者の立場：自社が委託者（発注者）

契約書本文：

第1条（業務内容）

受託者は、委託者の指示に従い、Webシステムの開発業務を行う。

第2条（報酬）

委託者は、受託者に対し、成果物検収後、金800万円を支払う。

第 3 条（損害賠償）

受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は一切の損害を賠償する。ただし、賠償額の上限は、本契約に基づき受託者が受領した報酬額を限度とする。

第 4 条（知的財産権）

本業務により生じた成果物に関する一切の権利は、委託者に帰属する。

第 5 条（秘密保持）

受託者は、本業務の遂行上知り得た委託者の営業秘密その他一切の秘密情報を、本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。

第 6 条（契約期間）

本契約の有効期間は、2025 年 11 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

第 7 条（契約解除）

委託者は、受託者が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、その期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

特に詳細分析を希望する条項：第 3 条（損害賠償）、第 4 条（知的財産権）

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

✦ 4. 出力例（期待される結果）

以下は AI による実際の生成結果です。

図 2：リスク評価基準

リスク評価基準（★マークの見方）

★☆☆☆☆	軽微	法的問題なし、実務上も支障なし → 現状維持可	緊急度：対応不要
★★★★☆	低	軽微な改善余地あり → 次回改訂時に検討	緊急度：余裕があれば対応
★★★★☆	中	将来的にトラブルの可能性 → 修正を検討	緊急度：対応推奨
★★★★☆	高	重大なリスク、紛争の可能性大 → 必ず修正すべき	緊急度：早急な対応必要
★★★★★	重大	法的無効リスク、訴訟リスク → 契約締結前に必ず修正	緊急度：即座の対応必須
⚠ 重要な留意点 ★★★★以上のリスクは必ず人手でレビューし、法的助言を求めることを推奨 - 複数の条項で高リスクが検出された場合は、契約書全体の見直しを検討			

図3：条項分析フロー

条項分析フロー（1条項あたりの処理手順）

ステップ1：条項の性質特定

- ・該当条項の法的性質を特定
- ・民法・特別法の該当条文を確認
- ・請負/委任/売買等の分類

ステップ2：5観点から詳細分析

- ① 法的有効性（民法・判例との整合性）
- ② 有利・不利（自社への影響評価）
- ③ 曖昧性（解釈の余地・紛争リスク）
- ④ 履行可能性（実務上のコスト・工数）
- ⑤ 業界標準（市場慣行との比較）

ステップ3：リスクレベル評価

- ・5観点の分析結果を総合評価
- ・★マーク（☆☆☆☆☆～★★★★★）で評価
- ・リスクの重大性と緊急度を判定

ステップ4：修正案の提示

- ・具体的な修正文案を提示
- ・変更前・変更後を明確に表示
- ・修正理由と法的根拠を説明

ステップ5：代替案・補足情報

- ・複数の修正パターンを提示
- ・交渉時の留意点を説明
- ・関連条項への影響を指摘

全条項について上記フローを繰り返し、包括的なリスク分析レポートを作成

→ 最終的にエグゼクティブサマリーで最重要リスクを抽出

出力例（AI による実際の生成結果）

【エグゼクティブサマリー】

全体評価：本契約書は委託者に有利な内容ですが、いくつかの重大なリスクと改善点が存在します。

最重要リスク 3 点：

1. 損害賠償条項（第 3 条）：報酬額上限の設定は適切だが、間接損害・逸失利益の扱いが不明確
2. 知的財産権条項（第 4 条）：「一切の権利」が過度に広範で、受託者の既存ツール・ライブラリの使用に支障
3. 契約解除条項（第 7 条）：解除後の清算方法（仕掛品・既払報酬の扱い）が未規定

【条項別詳細分析】

【第 1 条（業務内容）】

リスク評価：★★☆☆☆（軽微）

法的根拠：民法 643 条（委任）、632 条（請負）

問題点：「委託者の指示に従い」とあり、準委任型（委任契約）を想定しているが、「Web システムの開発業務」という記載から請負型（成果完成義務あり）とも解釈可能。法的性質が曖昧で、紛争の原因となる可能性がある。

修正案：

【変更前】「受託者は、委託者の指示に従い、Web システムの開発業務を行う。」

【変更後】「受託者は、委託者の指示に従い、別紙仕様書に定める Web システムを完成させる業務（以下「本業務」という。）を受託する。本契約は請負契約とする。」

修正しない場合のリスク：成果完成義務の有無が争点となり、検収不合格時の責任範囲が不明確になる。

【第 3 条（損害賠償）】

リスク評価：★★★★☆（重大）

法的根拠：民法 415 条（債務不履行）、416 条（損害賠償の範囲）、419 条（金銭債務の特則）

問題点：

1. 「一切の損害」には通常損害・特別損害、直接損害・間接損害、逸失利益等が含まれるが、範囲が不明確
2. 報酬額上限の設定は受託者保護に資するが、委託者側のリスク（重大な瑕疵による事業機会喪失等）に対する救済が不十分

3. 故意・重過失の場合の上限適用除外が明記されていない

修正案（複数案を提示）：

【修正案 A：受託者保護重視型】

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、通常かつ直接の損害に限り、本契約に基づき受託者が受領した報酬額を上限として賠償する。ただし、受託者の故意又は重過失による場合は、この限りでない。逸失利益、間接損害、特別損害については、受託者は責任を負わない。」

【修正案 B：バランス型】

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、通常損害（逸失利益を含む）に限り、本契約に基づき受託者が受領した報酬額の 2 倍を上限として賠償する。ただし、受託者の故意又は重過失による場合は、上限を適用しない。」

【修正案 C：委託者保護重視型】

「受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、通常損害（逸失利益を含む）を賠償する。ただし、受託者の過失（重過失を除く）による場合、賠償額の上限は本契約に基づき受託者が受領した報酬額の 2 倍とする。」

修正しない場合のリスク：

- 受託者側：間接損害・逸失利益を含む高額賠償リスク、予測不可能な損害範囲
- 委託者側：報酬額上限により、重大な瑕疵による損害の補償が不十分

【第 4 条（知的財産権）】

リスク評価：★★★★☆（重大）

法的根拠：著作権法 15 条（職務著作）、27 条（翻案権）、28 条（二次的著作物の利用権）

問題点：

1. 「一切の権利」が過度に広範で、受託者が本契約前から保有していた既存ツール・ライブラリ・フレームワークまで委託者に帰属すると解釈される可能性
2. 受託者が他のプロジェクトで開発した汎用モジュールの再利用が制限され、実務上の支障が大きい
3. 著作権法 27 条・28 条の権利（翻案権・二次的著作物の利用権）の帰属が明示されていない

修正案：

【変更前】「本業務により生じた成果物に関する一切の権利は、委託者に帰属する。」

【変更後】「本業務により新たに開発された成果物（以下「新規成果物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。ただし、受託者が本契約締結前から保有していた知的財産権及び受託者が汎用的に使用しているツール・ライブラリ・フレームワーク（以下「既存知的財産権」という。）については、受託者に留保され、委託者は、新規成果物の使用に必要な範囲で、既存知的財産権を無償で利用できる非独占的な権利を有する。」

修正しない場合のリスク：受託者の既存ツール等が使用できず、開発コストが増大する。または、契約後に権利帰属を巡る紛争が発生する。

※実際の AI 出力では全 7 条の詳細分析が生成されます

【総合的な対応方針】

契約締結の可否：条件付き締結可（要修正）

優先対応事項：第 3 条（損害賠償）と第 4 条（知的財産権）の修正が必須。特に第 4 条は受託者の実務に直結するため、修正なしでの締結は推奨しない。

交渉戦略：損害賠償条項は「修正案 B（バランス型）」を第一提案とし、相手方の反応を見て調整。知的財産権条項は、既存ツールのリスト化と「新規開発部分のみ委託者帰属」の明記を強く主張する。